

さっぽろ医療計画 2024 (案)

2024 年度（令和 6 年度）～2029 年度

本 書

SAPPORO

札幌市

目次

第1章	5
計画の策定にあたって	5
1 計画策定の趣旨と位置づけ	6
(1) 計画策定の趣旨	6
(2) 計画の位置づけ	7
(3) 北海道医療計画との関係	8
2 計画の期間	8
第2章	9
札幌市の医療の現状等と課題	9
1 札幌市の医療の現状と課題	10
(1) 地勢と交通	10
(2) 自然災害	11
(3) 感染症の流行	11
(4) 人口構造	12
(5) 人口動態	17
(6) 受療状況	23
(7) 医療圏と基準病床・必要病床	28
(8) 医療提供体制	36
2 これまでの取組と課題（「さっぽろ医療計画 2018」の最終評価）	39
3 課題の整理	41
(1) 地域の安心を支える医療提供体制の整備	41
(2) 地域と結びついた医療連携体制の構築	41
(3) 地域の医療体制にかかる情報発信・市民理解の促進	42
(4) 市民の健康力・予防力の向上	42
第3章	43
基本理念と基本目標	43
1 基本理念（長期的目標）	44
2 基本目標	45
第4章	49
主要な疾病ごとの医療連携体制の構築	49
1 5疾病に関する現状	50
(1) がん	50

(2) 脳卒中.....	58
(3) 心筋梗塞等の心血管疾患.....	61
(4) 糖尿病.....	63
(5) 精神疾患（認知症を含む）.....	65
2 5疾病に関する課題・施策の方向性.....	70
(1) がん.....	70
(2) 脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患.....	70
(3) 糖尿病.....	70
(4) 精神疾患（認知症を含む）.....	70
3 5疾病に関する主な取組例.....	71
4 5疾病に関する指標.....	72
第5章.....	73
主要な事業ごとの医療連携体制の構築.....	73
1 救急医療.....	74
2 災害医療.....	82
3 新興感染症発生・まん延時における医療.....	88
4 周産期医療.....	92
5 小児医療.....	99
6 在宅医療.....	106
第6章.....	115
医療従事者の確保.....	115
第7章.....	117
医療安全確保と 医療に関する相互理解の推進.....	117
1 医療安全対策の推進.....	118
(1) 医療機関への立入検査等.....	118
(2) 医療安全支援センター運営事業.....	119
2 医薬品等の安全対策.....	121
3 医療機能に関する情報提供と相互理解の推進.....	122
第8章.....	125
保健医療施策の推進.....	125
1 感染症対策.....	126
(1) 感染症対策.....	126
(2) エイズ・性感染症.....	128
(3) ウイルス性肝炎.....	130
(4) 結核.....	131
2 難病対策.....	133

3 献血・臓器移植等の普及啓発.....	136
4 薬物乱用防止対策.....	138
5 歯科保健医療対策.....	139
第9章	141
基本目標・基本施策に基づく取組一覧.....	141
.....	147
第10章	149
計画の推進体制と進行管理.....	149
1 計画の推進体制.....	150
(1) 行政（札幌市）.....	150
(2) 医療提供者.....	150
(3) 関係団体.....	150
(4) 市民.....	150
2 計画の進行管理.....	151
(1) 進行管理の方法.....	151
(2) 計画の評価.....	151
(3) 指標（5疾病・5事業及び在宅医療）.....	152
(4) ロジックモデル（5疾病・5事業及び在宅医療）.....	155

第1章

計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨と位置づけ	6
2	計画の期間	8

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

医療計画は、医療提供体制の確保を図るため、医療法第30条の4の規定により、都道府県ごとに策定することが義務付けられた計画です。

札幌市においては、北海道が策定する「北海道医療計画」を基本として、医療提供者や関係団体、関係機関等の協力を得ながら、良質で切れ目のない医療を効率的、継続的に提供する体制の整備を進めてきました。

「北海道医療計画」では広大な北海道において、地域により過疎化の進行や、医師の不足、地域偏在への対応などが課題となる一方で、札幌市においては人口集中や患者流入による医療需要の増加など札幌市独自の課題が存在するほか、少子高齢化等に伴い、市民の医療ニーズや疾病状況等にも急速な変化が予想されることから、札幌市の医療の現状や特性等を踏まえた医療提供体制の整備が必要とされています。さらには、北海道胆振東部地震等の災害や新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえた医療提供体制の整備も必要とされています。

このような中、札幌市では、2012年（平成24年）3月に、将来を見据えた札幌市のめざすべき医療提供体制を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を体系化した「さっぽろ医療計画」（計画期間：2012年度（平成24年度）～2017年度（平成29年度））を策定し、2018年（平成30年）3月には第二ステップである「さっぽろ医療計画2018」（計画期間：2018年度（平成30年度）～2023年度（令和5年度））を策定し、地域医療の充実に努めてきました。

「さっぽろ医療計画2024」（計画期間：2024年度（令和6年度）～2029年度）は、札幌市の医療の現状、これまでの成果や課題を踏まえ、望ましい医療提供体制の確立に向けた第三ステップの計画として策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、札幌市の最上位の総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿った医療分野の個別計画として位置づけます。

計画の推進にあたっては、医療分野以外の保健福祉分野との連携が不可欠であり、関連する他の個別計画と方向性や施策などについて、相互に整合性を図りながら策定しています。

図1-1-1 札幌市の計画体系

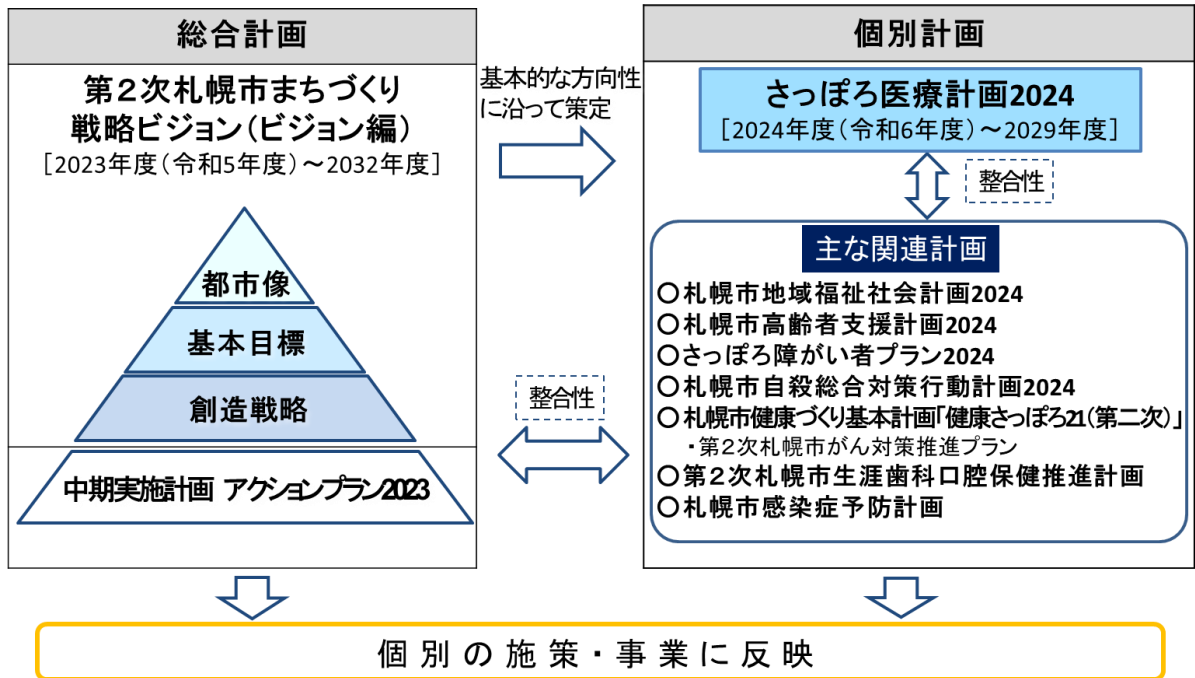
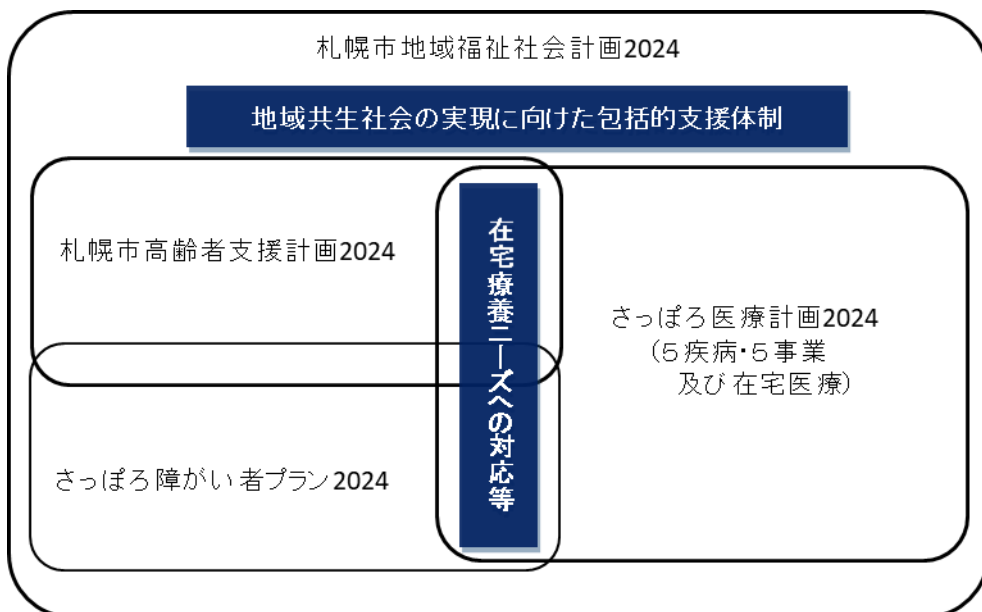


図1-1-2 保健福祉分野における各種計画との関係図



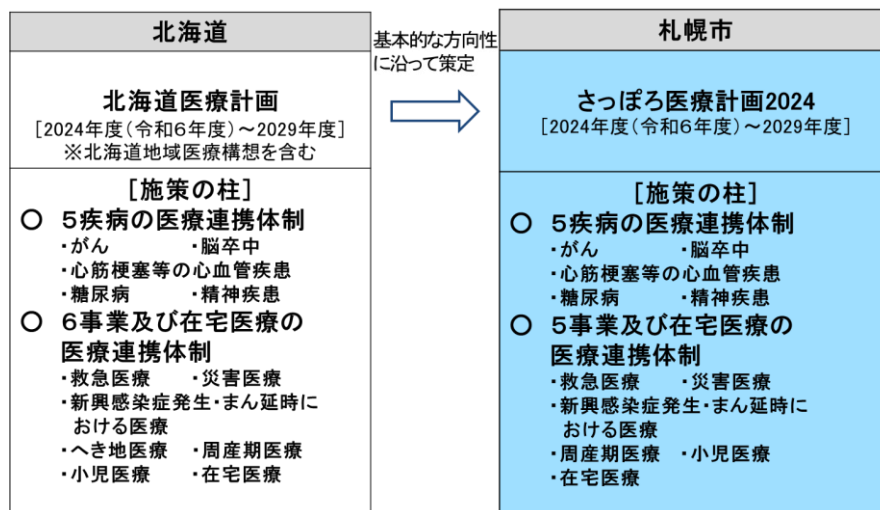
(3) 北海道医療計画との関係

本計画は医療法第 30 条の 4 の規定により北海道が策定する北海道医療計画や北海道地域医療構想¹が示す基本的な方向性に沿ったものとして策定しています。

北海道医療計画では、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の 5 疾病（以下「5 疾病」という。）と地域医療の確保において重要な課題となっている救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び新興感染症発生・まん延時における医療の 6 事業（以下「6 事業」という。）及び在宅医療²における医療連携体制の構築を計画の柱としています。

本計画では 5 疾病と 6 事業からへき地医療を除いた 5 事業（以下「5 事業」という。）及び在宅医療における医療連携体制の構築を計画の柱とします。

図 1 - 1 - 3 北海道医療計画との関係



2 計画の期間

本計画の期間は、2024 年度（令和 6 年度）から 2029 年度までの 6 年間とします。

なお、計画期間の設定にあたっては、北海道医療計画の期間に沿ったものとしていますが、札幌市が策定する保健福祉に関連する他の計画（地域福祉社会計画、高齢者支援計画、障がい者プラン）の期間が、2024 年度（令和 6 年度）からの 3 年間又は 6 年間であることから、これらとも整合を図っています。

¹ 地域医療構想では、構想区域ごとに病床の機能区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの将来の病床数必要量を定めている。

この病床数は、人口構造の変化や、慢性疾患の増加といった疾病構造の変化を踏まえ、今後、どのような区分の医療が、どの程度必要かという「医療の需要」を推計したものの。

² 治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても自宅等の生活の場で必要な医療を受けられるように、医師などが自宅等を訪問して看取りまでを含めた医療を提供するもの。「自宅等」とは居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護事業所等を指す。